

おくやみ手続き

～ご案内リーフレット～

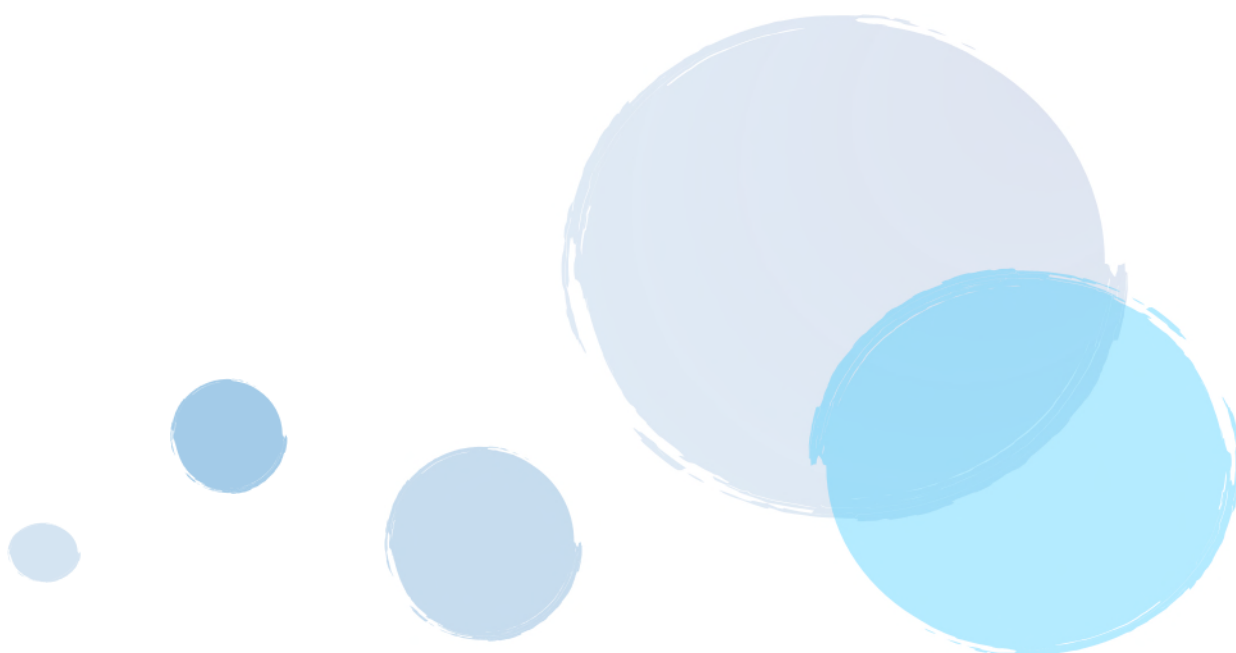
ご遺族の皆さまへ

このたびのご親族のご不幸につきましては、謹んでお悔やみ申し上げます。

身近な方が亡くなられたあとの手続きについては、故人により必要な手続きが異なり、医療保険や年金など、様々な申請や届出に関することが生じると存じます。

今後の手続きや、その際に必要なものなどを、この一冊にまとめましたので、どうぞご利用ください。

石狩市



目次

- 1 . 手続きに必要な主な持ち物..... p.3
- 2 . 市役所（本庁舎）での手続きチェックリスト... p.4
- 3 . 厚田支所での手続きチェックリスト..... p.6
- 4 . 浜益支所での手続きチェックリスト..... p.8
- 5 . 市役所・支所での手続き概要..... p.10
- 6 . 市役所・支所以外での主な手続き..... p.24
- 7 . 委任状に関するご案内..... p.28

手続きに必要な主な持ち物

各種手続きに必要な主な持ち物になります。
下記のうち、該当するものがあれば、お持ちいただきますようお願いいたします。
手続きに必要なものにつきましては、次ページからご参照ください。

ご遺族のもの

- 印鑑（届出人・相続人代表・喪主）

お越しいただく方の本人確認書類

・写真付きのもの

運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、パスポート、身体障害者手帳など

・写真付きのものがない場合以下から2点

被保険者証(健康保険・介護保険)、年金手帳など

預金通帳（相続人代表・喪主）

税金等の引き落としなどの口座を変更する場合は預金通帳と銀行印

亡くなった方のもの

- 年金手帳または年金証書

〃 国民年金加入者または年金受給者

振込はがきなど年金番号のわかるもの

印鑑登録証、住民基本台帳カード（所有している方のみ）

国民健康被保険者証、後期高齢者被保険者証

国民健康保険の世帯主がお亡くなりになった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

亡くなった方の各種認定証（限度額適用認定証、重度心身障害者医療費受給者証など）

加入者が亡くなると葬祭費の請求ができます。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状・葬儀の領収証）

・喪主または施主の印鑑と預金通帳

介護保険被保険者証

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証

子ども医療受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証

その他石狩市から交付された証書類

その他

- ・年金の手続きや戸籍、住民票、税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となる場合があります。29ページに様式がございますのでご利用ください。
- ・相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言，秘密証書遺言，自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

市役所（本庁舎）での手続きチェックリスト

区分	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	受付窓口
住民登録	印鑑登録をしている	印鑑登録証の返還	市民課 住民・戸籍担当 (1階 番窓口) 発券機 番
	下記の中でお持ちのカードがある方 ・個人番号（マイナンバー）カード ・住民基本台帳カード ・通知カード	各種カードの返還（任意） マイナンバーが必要となる場合があるので、 1年間は保管し不要となった時点で返還	
	世帯主を変更する必要がある方（該当がある方のみ）	後日市民課から新世帯主確認の連絡	
年金	国民年金に加入している	<ul style="list-style-type: none"> 遺族基礎年金の請求 寡婦年金の請求 死亡一時金の請求 の手続き確認	市民課 国民年金担当 (1階 番窓口) 発券機 番
	国民年金もしくは厚生年金を受給している (生計同一の親族あり)	<ul style="list-style-type: none"> 未支給年金の請求 遺族基礎年金の請求 寡婦年金の請求 死亡一時金の請求 の手続き確認	
保険（後期）	後期高齢者医療保険に加入している	<ul style="list-style-type: none"> 保険証（認定証・受療証）の返還 葬祭費の支給申請 高額療養費等支給申請（申立書） 相続人代表者指定届出（故人に石狩市税が課税されていない場合） 	国民健康保険課 障がい者・高齢者 医療担当 (1階 番窓口) 発券機 番
	重度心身障害者医療を受けている	資格喪失届及び受給者証の返還	
保険（国保）	国民健康保険に加入している または 国民健康保険加入世帯の世帯主である	<ul style="list-style-type: none"> 各種証の返還 葬祭費の支給申請 相続人代表者指定の届出 高額療養費等の振込口座の変更 世帯主変更後の証交付 	国民健康保険課 賦課・資格担当 (1階 番窓口) 発券機 番
税金	住民税（市・道民税、固定資産税、軽自動車税）を納めている	相続人代表者指定の届出	税務課 市民税担当 (1階 番窓口)
	125cc以下のバイクまたは小型バイク等を持っている 軽・普通自動車や125ccを超えるバイク等を持っている方は 25ページをご参照ください。	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税の名義変更 ナンバープレートの返却 	
	市内に未登記家屋を持っている	未登記家屋の所有者変更届	税務課資産税担当 (1階 番窓口)
子ども	児童手当の受給者または支給対象児である	(受給者) ・受給事由消滅届出 ・未支払手当請求 ・認定請求 (支給対象児) 資格喪失または減額改定の届出	子ども家庭課 手当・医療担当 (1階 番窓口)
	子ども医療費受給者または支給対象児である	(受給者) 保護者変更の届出 (支給対象児) ・資格喪失の届出 ・受給者証の返還	
	児童扶養手当の受給者または支給対象児である	(受給者) ・受給事由消滅届出 ・未支払手当請求 ・認定請求 ・児童扶養手当支給にあたる 該当事由の変更 (支給対象児) 資格喪失または額改定の届出	
	児童扶養手当受給者の同居親族もしくは配偶者である	支給停止関係消滅届	
	ひとり親家庭等医療費の受給者である	資格喪失届及び受給者証の返還	
	母子家庭または父子家庭となった方	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の申請 ひとり親家庭等医療費の申請 	
	保育所を利用している	(保護者が亡くなった場合) ・保護者の変更届出 ・支給認定の変更 (児童が亡くなった場合) 退所届出	

区分	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	受付窓口
学校	給食費の口座振替などについて	電話での手続き または 学校経由での手続き	石狩市学校給食センター
	就学援助の受給者である	担当までお申出ください	教育委員会 学校教育課 (4階)
	石狩市奨学生となり奨学金を受給している	担当までお申出ください	
住宅	市営住宅に入居している	・市営住宅入居承認 ・市営住宅返還 ・市営住宅同居者異動届出	建築住宅課 (2階)
上・ 下水道	下水道に接続しており、井戸水使用の認定を受けている	・使用者変更の届出 ・世帯人数変更の届出	下水道課 (2階)
	合併処理浄化槽を使用している	・使用者変更の届出 ・休止届の届出(浄化槽を休止したい場合) 電話での手続き可	
	水道の契約者変更について	電話での手続き可	水道営業課 (2階)
	登録口座の変更	・口座振替依頼書 ・振替口座がわかるもの(預金通帳等) ・口座名義人の印鑑(銀行届出印) 金融機関へ直接、依頼書を提出	
斎場	山口斎場を利用した方	利用料(差額)補助金の申請	環境保全課 (3階)
墓地	市営墓地を使用している方	墓地承継許可申請書	
犬	犬を飼っている	所有者変更の届出	
ごみ	亡くなられた方のごみを処理される方	ごみを分別し右記へ直接持ち込む	北石狩衛生センター 【問合せ ごみ・リサイクル課 (3階)】
農地	石狩市内に農地をお持ちで農地を相続した方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	農業委員会事務局 (3階)
介護	65歳以上の方または介護認定を受けている	介護保険被保険者証等の返還	高齢者支援課 介護・高齢担当 (りんくる1階)
	福祉利用割引券を持っている	割引券の返還	
障がい	特別障害者手当等を受給している	・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 } の資格喪失届	障がい福祉課 (りんくる1階)
	特別児童扶養手当を受給している	資格喪失届及び手当証書の返還	
	・身体障害者手帳 ・療育手帳 } を持っている	返還届及び手帳の返還	
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	手帳の返還	
	自立支援医療受給者証を持っている	受給者証の返還	
	福祉タクシー利用券を持っている	未使用分のタクシー利用券の返還	

厚田支所での手続きチェックリスト

区分	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	受付窓口
住民登録	印鑑登録をしている	印鑑登録証の返還	市民福祉課 市民生活担当 (厚田支所 1階)
	下記の中でお持ちのカードがある方 ・個人番号(マイナンバー)カード ・住民基本台帳カード ・通知カード	各種カードの返還(任意) マイナンバーが必要となる場合があるので、 1年間は保管し不要となった時点で返還	
	世帯主を変更する必要がある方(該当がある方のみ)	後日市民課から新世帯主確認の連絡	
年金	国民年金に加入している	・遺族基礎年金の請求 ・寡婦年金の請求 ・死亡一時金の請求 } の手続き確認	
	国民年金もしくは厚生年金を受給している (生計同一の親族あり)	・未支給年金の請求 ・遺族基礎年金の請求 ・寡婦年金の請求 ・死亡一時金の請求 } の手続き確認	
保険(後期)	後期高齢者医療保険に加入している	・保険証(認定証・受療証)の返還 ・葬祭費の支給申請 ・高額療養費等支給申請(申立書) ・相続人代表者指定届出(故人に石狩市税が課税 されていない場合)	
	重度心身障害者医療を受けている	資格喪失届及び受給者証の返還	
保険(国保)	国民健康保険に加入している または 国民健康保険加入世帯の世帯主である	・各種証の返還 ・葬祭費の支給申請 ・相続人代表者指定の届出 ・高額療養費等の振込口座の変更 ・世帯主変更後の証交付	
税金	住民税(市・道民税、固定資産税、軽自動車税)を納めている	相続人代表者指定の届出	
	125cc以下のバイクまたは小型バイク等を持っている 軽・普通自動車や125ccを超えるバイク等を持っている方は 25ページをご参照ください。	・軽自動車税の名義変更 ・ナンバープレートの返却	
	市内に未登記家屋を持っている	未登記家屋の所有者変更届	
子ども	子ども医療費受給者または支給対象児である	(受給者) 保護者変更の届出 (支給対象児) ・資格喪失の届出 ・受給者証の返還	
	ひとり親家庭等医療費の受給者である	資格喪失届及び受給者証の返還	
斎場	山口斎場を利用した方	利用料(差額)補助金の申請	
墓地	市営墓地を使用している方	墓地承継許可申請書	
犬	犬を飼っている	所有者変更の届出	

区分	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	受付窓口
子ども	児童手当の受給者または支給対象児である	(受給者) ・受給事由消滅届出 ・未支払手当請求 ・認定請求 (支給対象児) 資格喪失または減額改定の届出	市民福祉課 地域福祉・介護保険 担当 (厚田保健センター 1階)
	児童扶養手当の受給者または支給対象児である	(受給者) ・受給事由消滅届出 ・未支払手当請求 ・認定請求 ・児童扶養手当支給にあたる 該当事由の変更 (支給対象児) 資格喪失または額改定の届出	
	児童扶養手当受給者の同居親族もしくは配偶者である	支給停止関係消滅届	
	母子家庭または父子家庭となった方	・児童扶養手当の申請 ・ひとり親家庭等医療費の申請	
	保育所を利用している	(保護者が亡くなった場合) ・保護者の変更届出 ・支給認定の変更 (児童が亡くなった場合) 退所届出	厚田保育園 聚富保育園
学校	給食費の口座振替などについて	電話での手続き または 学校経由での手続き	厚田学校 給食センター
	就学援助の受給者である	担当までお申出ください	教育委員会 厚田生涯学習課 (厚田保健センター 1階)
	石狩市奨学生となり奨学金を受給している	担当までお申出ください	
介護	65歳以上の方または介護認定を受けている	介護保険被保険者証等の返還	市民福祉課 地域福祉・介護保険 担当 (厚田保健センター 1階)
	福祉利用割引券を持っている	割引券の返還	
障がい	特別障害者手当等を受給している	・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過福祉手当 } の資格喪失届	市民福祉課 地域福祉・介護保険 担当 (厚田保健センター 1階)
	特別児童扶養手当を受給している	資格喪失届及び手当証書の返還	
	・身体障害者手帳 ・療育手帳 } を持っている	返還届及び手帳の返還	
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	手帳の返還	
	自立支援医療受給者証を持っている	受給者証の返還	
	福祉タクシー利用券を持っている	未使用分のタクシー利用券の返還	
住宅	市営住宅に入居している	・市営住宅入居承認 ・市営住宅返還 ・市営住宅同居者異動届出	建築住宅課 (本庁2階)
上・下水道	下水道に接続しており、井戸水使用の認定を受けている	・使用者変更の届出 ・世帯人数変更の届出	都市整備課 厚田支所担当 (厚田支所1階)
	合併処理浄化槽を使用している	・使用者変更の届出 ・休止届の届出(浄化槽を休止したい場合) 電話での手続き可	
	水道の契約者変更について	電話での手続き可	
	登録口座の変更	・口座振替依頼書 ・振替口座がわかるもの(預金通帳等) ・口座名義人の印鑑(銀行届出印) 金融機関へ直接、依頼書を提出	
ごみ	亡くなられた方のごみを処理される方	ごみを分別し右記へ直接持ち込む	北石狩衛生センター 【問合せ ごみ・リサイクル課 (本庁3階)】
農地	石狩市内に農地をお持ちで農地を相続した方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	農業委員会事務局 (本庁3階) 厚田支所に届出する場合は 事前上記まで お問合せください

浜益支所での手続きチェックリスト

区分	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	受付窓口
住民登録	印鑑登録をしている	印鑑登録証の返還	市民福祉課 市民生活担当 (浜益支所1階)
	下記の中でお持ちのカードがある方 ・個人番号(マイナンバー)カード ・住民基本台帳カード ・通知カード	各種カードの返還(任意) マイナンバーが必要となる場合があるので、 1年間は保管し不要となった時点で返還	
	世帯主を変更する必要がある方(該当がある方のみ)	後日市民課から新世帯主確認の連絡	
年金	国民年金に加入している	<ul style="list-style-type: none"> 遺族基礎年金の請求 寡婦年金の請求 死亡一時金の請求 の手続き確認	
	国民年金もしくは厚生年金を受給している (生計同一の親族あり)	<ul style="list-style-type: none"> 未支給年金の請求 遺族基礎年金の請求 寡婦年金の請求 死亡一時金の請求 の手続き確認	
保険(後期)	後期高齢者医療保険に加入している	<ul style="list-style-type: none"> 保険証(認定証・受療証)の返還 葬祭費の支給申請 高額療養費等支給申請(申立書) 相続人代表者指定届出(故人に石狩市税が課税されていない場合) 	
	重度心身障害者医療を受けている	資格喪失届及び受給者証の返還	
保険(国保)	国民健康保険に加入している または 国民健康保険加入世帯の世帯主である	<ul style="list-style-type: none"> 各種証の返還 葬祭費の支給申請 相続人代表者指定の届出 高額療養費等の振込口座の変更 世帯主変更後の証交付 	
税金	住民税(市・道民税、固定資産税、軽自動車税)を納めている	相続人代表者指定の届出	
	125cc以下のバイクまたは小型バイク等を持っている 軽・普通自動車や125ccを超えるバイク等を持っている方は 25ページをご参照ください。	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税の名義変更 ナンバープレートの返却 	
	市内に未登記家屋を持っている	未登記家屋の所有者変更届	
子ども	子ども医療費受給者または支給対象児である	(受給者) 保護者変更の届出 (支給対象児) 資格喪失の届出 ・受給者証の返還	
	ひとり親家庭等医療費の受給者である	資格喪失届及び受給者証の返還	
斎場	山口斎場を利用した方	利用料(差額)補助金の申請	
墓地	市営墓地を使用している方	墓地承継許可申請書	
犬	犬を飼っている	所有者変更の届出	

区分	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	受付窓口
子ども	児童手当の受給者または支給対象児である	(受給者) ・受給事由消滅届出 ・未支払手当請求 ・認定請求 (支給対象児) 資格喪失または減額改定の届出	市民福祉課 地域福祉・介護保険 担当 (浜益支所1階)
	児童扶養手当の受給者または支給対象児である	(受給者) ・受給事由消滅届出 ・未支払手当請求 ・認定請求 ・児童扶養手当支給にあたる 該当事由の変更 (支給対象児) 資格喪失または額改定の届出	
	児童扶養手当受給者の同居親族もしくは配偶者である	支給停止関係消滅届	
	母子家庭または父子家庭となった方	・児童扶養手当の申請 ・ひとり親家庭等医療費の申請	
	保育所を利用している	(保護者が亡くなった場合) ・保護者の変更届出 ・支給認定の変更 (児童が亡くなった場合) 退所届出	
学校	給食費の口座振替などについて	電話での手続き または 学校経由での手続き	厚田学校 給食センター
	就学援助の受給者である	担当までお申出ください	教育委員会 浜益生涯学習課 (浜益支所1階)
	石狩市奨学生となり奨学金を受給している	担当までお申出ください	
介護	65歳以上の方または介護認定を受けている	介護保険被保険者証等の返還	
	福祉利用割引券を持っている	割引券の返還	
障がい	特別障害者手当等を受給している	・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過福祉手当 } の資格喪失届	市民福祉課 地域福祉・介護保険 担当 (浜益支所1階)
	特別児童扶養手当を受給している	資格喪失届及び手当証書の返還	
	・身体障害者手帳 ・療育手帳 } を持っている	返還届及び手帳の返還	
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	手帳の返還	
	自立支援医療受給者証を持っている	受給者証の返還	
	福祉タクシー利用券を持っている	未使用分のタクシー利用券の返還	
住宅	市営住宅に入居している	・市営住宅入居承認 ・市営住宅返還 ・市営住宅同居者異動届出	建築住宅課 (本庁2階)
上・下水道	下水道に接続しており、井戸水使用の認定を受けている	・使用者変更の届出 ・世帯人数変更の届出	都市整備課 浜益支所担当 (浜益支所2階)
	合併処理浄化槽を使用している	・使用者変更の届出 ・休止届の届出(浄化槽を休止したい場合) 電話での手続き可	
	水道の契約者変更について	電話での手続き可	
	登録口座の変更	・口座振替依頼書 ・振替口座がわかるもの(預金通帳等) ・口座名義人の印鑑(銀行届出印) 金融機関へ直接、依頼書を提出	
ごみ	亡くなられた方のごみを処理される方	ごみを分別し右記へ直接持ち込む	北石狩衛生センター 【問合せ ごみ・リサイクル課 (本庁3階)】
農地	石狩市内に農地をお持ちで農地を相続した方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	農業委員会事務局 (本庁3階) 浜益支所に届出する場合は 事前に上記まで お問合せください

市役所・支所での手続き概要

市役所 1 階④⑤⑥⑦窓口

市民課 住民・戸籍担当 72-3165

厚田支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 78-2886

浜益支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 79-2112

④印鑑登録証の返還

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証を返還いただきます。

持ち物

- ・ 故人の印鑑登録証

期限

なし

⑤マイナンバーカード等

故人の、「住民基本台帳カード」、「個人番号（マイナンバー）カード」、「通知カード」を任意で返還いただきます。

死亡後の手続き等で故人のマイナンバーが必要となる場合がありますので、目安として**1年間**は保管していただき、不要となった時点でご返還ください。

持ち物

- ・ 故人の住民基本台帳カード（所有者のみ）
- ・ 故人の個人番号（マイナンバー）カード（所有者のみ）
- ・ 故人の通知カード

期限

なし

⑥世帯主変更

世帯主が亡くなり、下記いずれにも該当した場合、かつ窓口受付時間外に宿直室へ死亡届を提出された場合、後日市民課担当職員より世帯主変更のご連絡を致します。（市役所市民課窓口にて死亡届を提出された方は、その際に手続きをされていますので必要ありません）

- 同一世帯に残された世帯員が2人以上。
- 残った世帯員はいずれも15歳以上の者。

残された世帯員のうち、今後誰が世帯主になるかを決めていただきます。

市役所 1 階 ⑧ 窓口

市民課 国民年金担当 72 - 3122

厚田支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 78 - 2886

浜益支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 79 - 2112
年金機構での手続きになる場合もあります。

① 国民年金の手続き

故人やご遺族が一定の要件を満たす場合、遺族基礎年金等が支給される場合があります。

遺族基礎年金

- ・故人が保険料の納付要件を満たしており、かつ次のいずれかの要件に当てはまる場合、故人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

子の条件：18 歳になった年度末までの間の未婚の子
20 歳未満の一定の障がいのある未婚の子

- ・国民年金の被保険者。
- ・国内居住者で 60 歳以上 65 歳未満。
- ・老齢基礎年金の受給権者。 1
- ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方。 1
1 25 年以上の受給資格期間の者に限る。

寡婦年金

- ・10 年以上の国民年金納付期間（免除期間を含む）があり、かつ、10 年以上の婚姻期間がある老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した夫と生計同一の妻に 60 歳～65 歳の期間で支給されず。

死亡一時金を受給できる場合は選択になります。

死亡一時金

- ・3 年以上の国民年金納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合に、生計を同じくする配偶者などに支給されます。

遺族年金を受給できる場合は請求できません。

寡婦年金を受給できる場合は選択になります。

持ち物

遺族基礎年金または寡婦年金の請求

- ・戸籍謄本
 - ・死亡診断書
 - ・印鑑（認印）
 - ・振込先の通帳
 - ・故人と請求者のマイナンバー
- 上記以外にも他の書類等が必要になる場合があります

持ち物

死亡一時金の請求

- ・戸籍謄（抄）本
 - ・振込先の通帳
 - ・印鑑（認印）
 - ・故人と請求者のマイナンバー
- 上記以外にも他の書類等が必要になる場合がありますので、まずは窓口でご相談ください。

期限

《遺族基礎年金または寡婦年金》

亡くなった日から 5 年以内

《死亡一時金》

亡くなった日から 2 年以内

② 未支給年金の請求

故人が障害基礎年金または遺族基礎年金のどちらか一方のみを受給しており、ご遺族が下記に該当されると、未支給年金請求が可能な場合があります。

年金受給者である故人と生計を同じくしていた。

故人からみて 3 親等以内。

持ち物

- ・戸籍謄（抄）本
 - ・振込先の通帳
 - ・印鑑（認印）
 - ・故人と請求者のマイナンバー
- 上記以外にも他の書類等が必要になる場合がありますので、まずは窓口でご相談ください。

期限

亡くなった日から 5 年以内

その他の年金（厚生年金・企業年金等）の手続きについては「P24 市役所・支所以外での主な手続き」をご参照ください。

市役所 1 階 窓 口

国民健康保険課 障がい者・高齢者医療担当
72 - 3125

厚田支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 78 - 2886

浜益支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 79 - 2112

① 後期高齢者医療

故人が後期高齢者医療の被保険者であった場合、
下記の手続きが必要となります。

手続き

保険証（認定証・受療証）の返還
葬祭費の支給申請
高額療養費支給申請（申立書）
相続人代表者指定の届出（故人に石狩市税が
課税されていない場合）

持ち物

- 故人の被保険者証
- 故人の各種認定証・受療証
- 葬祭を行ったこと及び喪主または施主が確認
できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- 喪主または施主の印鑑（スタンプ印不可）
- 手続きする方の本人確認書類（運転免許証等）
- 葬祭費の振込先口座がわかるもの（喪主または
施主のもの）

期 限

《葬祭費の支給申請》

葬祭を行った日の翌日から 2 年以内

《その他の手続き》

速やかにお手続きください。

② 重度心身障害者医療

故人が重度心身障害者医療費助成の受給者であっ
た場合、**資格喪失の届出**が必要となります。

手続き

重度心身障害者医療費受給資格喪失届
重度心身障害者医療費受給者証の返還

持ち物

- ・ 重度心身障害者医療費受給者証
- ・ 申請者の印鑑（スタンプ印不可）

期 限

速やかにお手続きください。

市役所 1 階 1011 窓口

国民健康保険課 賦課・資格担当
72 - 3123

厚田支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 78 - 2886

浜益支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 79 - 2112

① 国民健康保険の手続き

故人が国民健康保険の被保険者、または国民健康保険加入世帯の世帯主であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き

各種証の返還

葬祭費の支給申請(故人が被保険者の場合)

相続人代表者指定の届出

高額療養費等の振込口座の変更

(故人の口座を指定していた場合)

世帯主変更後の証交付(故人が世帯主であった場合)

持ち物

《国民健康保険の被保険者の場合》

- 故人の被保険者証
- 故人の各種認定証
- 喪主の方の印鑑(認印)
- 手続きする方の印鑑
- 手続きする方の本人確認書類(運転免許証等)
- 葬祭費の振込先口座がわかるもの

《国民健康保険加入世帯の世帯主であった場合》

- 国保加入世帯員の被保険者証
- 国保加入世帯員の各種認定証
- 手続きする方の印鑑
- 手続きする方の本人確認書類(運転免許証等)

期限

《葬祭費の支給申請》

葬祭を行った日の翌日から2年以内

《高額療養費の申請》

受診年月の翌月1日から2年以内

市役所 1 階 15 窓口

税務課 市民税担当 72-3119

厚田支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 78-2886

浜益支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 79-2112

① 住民税

故人に住民税（市・道民税、固定資産税、軽自動車税）が課税されていた場合、下記の手続きが必要となります。

手続き

相続人代表者指定の届出

持ち物

- 相続人代表となる方の印鑑（認印）
- 相続人代表となる方の本人確認書類（運転免許証等）

② バイク・小型特殊自動車

故人が排気量 125cc 以下のバイクまたは小型特殊自動車を所有していた場合、下記の手続きが必要となります。

手続き

軽自動車税の名義変更（所有者変更手続）

または

ナンバープレートの返却（抹消手続）

持ち物

< 共通 >

- 手続きする方の本人確認書類（運転免許証等）
- 所有者・使用者となる方の印鑑

< 廃車またはナンバー変更 >

- ナンバープレート
- 軽自動車税標識交付証明書

市役所 1 階 15 窓口

税務課 資産税担当（土地） 72-3120
（家屋） 72-6120

厚田支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 78-2886

浜益支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 79-2112

③ 未登記家屋

故人が未登記家屋を所有している場合、下記の手続きが必要となります。

手続き

未登記家屋の名義変更

持ち物

- 相続人や相続の内容がわかる書類（戸籍謄本又は法定相続情報一覧図、遺言書等）
- 新たに所有者となる方の印鑑（認印）

期限

亡くなられた日の翌年 1 月末日

④ 登記済家屋

石狩市内に既に登記されている土地・家屋をお持ちの方は、相続による名義変更の手続きが必要になりますので、下記までお問い合わせください。

札幌法務局北出張所

（札幌市北区北 3 1 条西 7 丁目 1 番 1 号）

011-700-3311

市役所 1階 18窓

子ども家庭課 手当・医療担当
72-3128

(児童手当) 厚田保健センター1階 市民福祉課地域福祉・介護保険担当 78-1033
浜益支所 1階 市民福祉課地域福祉・介護保険担当 79-2112
(子ども医療費) 厚田支所 市民福祉課市民生活担当 78-2886
浜益支所 市民福祉課市民生活担当 79-2112

① 児童手当の手続き

《保護者が亡くなった場合》

手続きと持ち物

受給事由消滅届出

- 印鑑（認印）
- ##### 未支払手当請求(対象者のみ)
- 未支払分を受給する児童（複数いる場合は長子）の印鑑（認印）
 - 未支払分を受給する児童の振込先口座がわかるもの

認定請求

- 請求者の印鑑（認印）
- 請求者のマイナンバーがわかる書類
- 請求者（代理人）の本人確認書類
- 請求者名義の振込先口座がわかるもの
- 請求者本人の健康保険証のコピー

《児童が亡くなった場合》

手続きと持ち物

資格喪失の届出または減額改定の届出

- 印鑑（認印）

期 限

速やかにお手続きください。

新たに児童手当を受給する場合は、申請月の翌月分から該当になります。

② 子ども医療費の手続き

《保護者が亡くなった場合》

手続きと持ち物

保護者変更の届出

- 印鑑（認印）
- 新たな保護者の振込先口座がわかるもの

《児童が亡くなった場合》

手続きと持ち物

資格喪失の届出

- 印鑑（認印）

受給者証の返還

- 子ども医療費受給者証

期 限

速やかにお手続きください。

市役所 1階 18窓 口

子ども家庭課 手当・医療担当
72 - 3128

(児童扶養手当) 厚田保健センター1階 市民福祉課地域福祉・介護保険担当 78-1033
浜益支所1階 市民福祉課地域福祉・介護保険担当 79-2112
(ひとり親家庭等医療費) 厚田支所市民福祉課市民生活担当 78-2886
浜益支所市民福祉課市民生活担当 79-2112

① 児童扶養手当の手続き

《すでに手当を受給している
保護者が亡くなった場合》

受給事由消滅届出

- 印鑑(認印)

未支払手当請求(対象者のみ)

- 未支払分を受給する児童(複数いる場合は長子)の
印鑑(認印)
- 未支払分を受給する児童の振込先口座がわかるもの

認定請求

- 故人の代わりに児童を育てる方が申請者となります。
- 持ち物は、世帯の状況により必要書類が異なるため、詳しくは上記窓口でご確認ください。

《児童が亡くなった場合》

手続きと持ち物

資格喪失の届出または額改定の届出

- 印鑑(認印)

《母子家庭または父子家庭となった方》

手続きと持ち物

夫又は妻が亡くなり母子家庭・父子家庭となった方は、世帯状況等によって必要書類が異なるため、詳しくは上記窓口でご確認ください。

期 限

速やかにお手続きください。

新たに児童扶養手当を受給する場合は、申請月の翌月分から該当になります。

② ひとり親家庭等医療費の手続き

《保護者が亡くなった場合》
受給資格喪失届出

- 印鑑(認印)
- ひとり親家庭等医療費受給者証

《児童が亡くなった場合》

手続きと持ち物

受給資格喪失届出

- 印鑑(認印)
- ひとり親家庭等医療費受給者証

《母子家庭または父子家庭となった方》

手続きと持ち物

夫又は妻が亡くなり母子家庭・父子家庭となった方は、世帯状況等によって必要書類が異なるため、詳しくは上記窓口でご確認ください。

期 限

速やかにお手続きください。

新たにひとり親家庭等医療の資格を取得する場合は、申請日以降からの該当になります。

市役所 1 階 18 窓口

子ども家庭課 教育・保育担当
72 - 3197

厚田保育園 78 - 2440
聚富保育園 66 - 4241
浜益支所 1 階 市民福祉課 地域福祉・介護保険担当
79 - 2112

① 保育所の手続き

《保護者が亡くなった場合》

児童が保育所等の通所を継続する場合は、保護者変更のお手続きが必要になります。夫又は妻が亡くなり、母子家庭・父子家庭となった方につきましても、お手続きが必要になります。

保護者変更に伴い、通所する保育所等の変更を希望される場合は、転園などのお手続きが別途必要となります。詳しくは上記窓口でご確認ください。

手続きと持ち物

保護者変更の届出・教育・保育給付認定の変更

- 新たに教育・保育給付認定保護者となる方の印鑑（認印）

《児童が亡くなった場合》

退所のお手続きが必要となります。また保護者が亡くなったことに伴い、児童が退所する場合もこのお手続きが必要となります。

手続きと持ち物

退所の届出

- 教育・保育給付認定保護者の印鑑（認印）

期限

速やかにお手続きください。

給食センター

（花川北7条1丁目27番地）
62 - 8015

厚田学校給食センター（厚田区厚田171番地4）
78 - 2141

② 給食費

故人が、学校給食を利用している児童生徒、またはその保護者の方で、給食費の振替口座を変更する方は下記の手続きが必要になります。

手続き

給食費口座振替依頼書

- 給食センターへ電話（62 - 8015）し、書類の送付を依頼
または
- 学校へ書類の送付を依頼
書類の記入後、給食センターへ返送
または学校へ提出

期限

速やかにお手続きください。

市役所2階 建設水道部

㉠市営住宅

建築住宅課 72 - 3144

厚田支所1階 都市整備課 78 - 2015
浜益支所2階 都市整備課 79 - 2120

手続きと持ち物

《契約者が亡くなり、引き続き市営住宅に入居される同居親族》

市営住宅入居承継承認

承認手続きが必要です。持ち物については、事前に上記担当までお問い合わせください。

《契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される方》

市営住宅返還

退去手続きが必要です。持ち物については、事前に上記担当までお問い合わせください。

《市営住宅に入居の同居親族が亡くなった方》

市営住宅同居者異動届出

- 市営住宅同居者異動届出書
- 入居契約をしている方の印鑑（認印）

㉡下水道

下水道課 72 - 3175

厚田支所1階 都市整備課 78 - 2015
浜益支所2階 都市整備課 79 - 2120

下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯は下記の手続きと持ち物が必要です。

手続きと持ち物

使用者変更の届出

世帯人数の変更

- 汚水排除量（変更）申告書
- 手続きする方の印鑑（認印）

合併処理浄化槽を使用している方は下記の手続きと持ち物が必要です。

手続きと持ち物

使用者変更の届出

休止届の届出（浄化槽を休止する場合）

- お電話で手続き可能です。

㉢上水道

水道営業課 72 - 3133

厚田支所1階 都市整備課 78 - 2015
浜益支所2階 都市整備課 79 - 2120

手続きと持ち物

契約者の変更

- お電話で手続き可能です。

登録口座の変更

- 口座振替依頼書
- 振替口座がわかるもの（預金通帳等）
- 口座名義人の銀行届出印

金融機関へ直接、依頼書を提出

市役所3階 環境市民部

環境保全課 72 - 3240

厚田支所1階 市民福祉課 市民生活担当 78 - 2886

浜益支所1階 市民福祉課 市民生活担当 79 - 2112

㊤山口斎場

石狩市民の方で札幌市山口斎場を利用した場合、
利用料（差額）補助金の申請が必要です。

手続きと持ち物

利用料（差額）補助金の申請

- 市外火葬場利用料補助金交付申請書兼請求書
- 火葬許可証等の写し
- 山口斎場利用料金の領収書の写し
- 支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票

期限

山口斎場を利用した日から起算して90日以内

㊤市営墓地

市営墓地を使用している方は下記の手続きと持ち
物が必要です。

手続き

墓地承継許可申請書

持ち物

- 住民票（新使用者のもので省略のないもの）
- 戸籍・除籍謄本等（新・旧使用者の続柄が確認
できるもの）

その他必要書類がある場合もございますので、
事前に上記担当までお問い合わせください。

㊤飼い犬

所有者の変更手続きが必要です。

手続きと持ち物

所有者変更の届出

- 登録鑑札
- 注射済み票

その他必要書類がある場合もございますので、
事前に上記担当までお問い合わせください。

市役所3階

①ごみ

ごみ・リサイクル課 72-3126

厚田支所・浜益支所については
本庁までお問い合わせください。

亡くなられた方のごみの処理をされる方は、ごみを分別し下記へ直接お持ち込みください。

北石狩衛生センター

(厚田区聚富 618 番地 11)

66-4546

- 指定ごみ袋は不要。透明・半透明の袋に入れてください。
- 量の多少に関わらず、受け入れの基準に基づき分別をお願いします。

②農地

農業委員会事務局 72-3147

厚田支所・浜益支所に届出する場合は
事前に農業委員会事務局までお問い合わせください。

石狩市内に農地をお持ちで、農地を相続した方は
下記の届出が必要です。

手続き

農地法第3条の3第1項の規定による届出

持ち物

- 相続した農地の所在等がわかるもの
- 相続された方の印鑑（認印）

4階 教育委員会

学校教育課 72 - 3171

厚田保健センター1階 厚田生涯学習課 78 - 2250

浜益支所1階 浜益生涯学習課 79 - 2114

①就学援助

就学援助とは、経済的な理由により、お子さんの小中学校でかかる経費（学用品費・給食費など）の負担が困難なご家庭に対して、援助を行う制度です。

状況によりご案内が異なりますので、事前に上記担当課までお問い合わせください。

《受給を希望する方》

手続きと持ち物

就学援助申請

- 収入がわかる書類（所得証明書、源泉徴収票など）
- 振込先口座がわかるもの
- 印鑑（認印）

《就学援助の受給者の方》

保護者が亡くなられたなど、世帯に変更があった場合は速やかにお申し出ください。

②石狩市奨学生

対象生徒・学生が亡くなられた場合は、速やかにお申し出ください。

① 介護保険・介護認定

故人が65歳以上の方または介護認定を受けていた場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。

手続き

介護保険被保険者証等の返還

持ち物

- 介護保険被保険者証(ピンク色)
- 介護保険負担割合証(白色)(該当の方)
- 負担限度額認定証(青色)(該当の方)

期限

速やかにお手続きください。

② 福祉利用割引券

故人が福祉利用割引券を所持されていた場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。

手続き

福祉利用割引券またはタクシー券の返還

持ち物

- 未使用分の福祉利用割引券またはタクシー券

期限

速やかにお手続きください。

① 特別障がい者手当等

故人が下記いずれかの受給をしていた場合、下記の手続きと持ち物が必要です。

手続きと持ち物

《特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当》

資格喪失届

- 相続人等の振込先口座がわかるもの
(未支払い手当がある場合)
- 印鑑(認印)

《特別児童扶養手当》

資格喪失届

- 手当証書
- 印鑑(認印)

期限

速やかにお手続きください。

② 各種障がい者手帳

故人が下記いずれかの手帳を所持されていた場合、手帳返還の手続きが必要となります。

身体障害者手帳

療育手帳

精神障害者保健福祉手帳

持ち物

- 返還する手帳
- 印鑑(認印)

期限

速やかにお手続きください。

③ 自立支援医療受給者証

故人が自立支援医療受給者証(更生・育成・精神通院医療)をお持ちの場合、受給者証の返還が必要です。

持ち物

- 自立支援医療受給者証
(更生・育成・精神通院医療)

期限

速やかにお手続きください。

④ 福祉タクシー利用券

故人が福祉タクシー利用券を利用していた場合、返還の手続きが必要となります。

持ち物

- 未使用分のタクシー利用券

期限

速やかにお手続きください。

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所・支所以外で行う手続き）

市役所・支所以外での主な手続き

- 手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票、税に関する証明書等）があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると、手続きが円滑に進みやすくなります。

～各種年金～

対 象	主な手続き	必要なもの	手続き先
厚生年金	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	下記以外に他の書類等も必要になる場合がありますので、事前に右記にご相談ください。 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者となる方の印鑑(認印) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等 <input type="checkbox"/> 故人と請求者のマイナンバー ご相談・お手続きの際は、ご予約のうえ来訪していただきますようお願いいたします。	札幌北年金事務所 011-717-4133 日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165 予約受付専用電話 0570-05-4890
共済年金	各共済組合へ直接お問い合わせください。		
恩給	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください。		総務省恩給相談窓口 03-5273-1400
農業者年金	死亡届 未支給年金請求	各地域区の農業協同組合（右記）へご相談ください。	石狩市農業協同組合（営農課） 0133-66-3344 北石狩農業協同組合 （厚田支店） 0133-77-2311 （厚田経済センター浜益出張所） 0133-79-2131
企業年金	各企業年金基金等 または 企業年金連合会（年金相談室） 0570-02-2666		

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所・支所以外で行う手続き）

～ 保険・税金等～

対 象	主な手続き	必要なもの	手続き先
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	<input type="checkbox"/> 保険金請求書 <input type="checkbox"/> 保険証券 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 等 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた 生命保険会社 または代理店
損害保険等	名義変更・解約等	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 <input type="checkbox"/> 相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた 損害保険会社 または代理店
預金口座等	口座解凍手続き	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑証明 等 金融機関・取引状況等によって必要書類が異なります。	各金融機関等
株式等	名義変更	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 相続人の印鑑証明 等 証券会社等によって必要書類が異なります。	証券会社等
国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	<input type="checkbox"/> 国債（または証券保管証書） <input type="checkbox"/> 記名者の死亡を証明できる戸籍書類 <input type="checkbox"/> 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 <input type="checkbox"/> 印鑑	償還金支払場所 または 証券保管証書に記載の郵便局
普通自動車	自動車税に関する事 及び名義変更等に関する事	税金（自動車税）については、右記へお問い合わせください。	札幌道税事務所 (札幌市北区北 22 条西 2 丁目) 0 1 1 - 7 4 6 - 1 1 9 0
		普通自動車の名義変更については、右記へお問い合わせください。 毎年 4 月 1 日現在の所有者（使用者）に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	札幌運輸支局(北海道運輸局) (札幌市東区北 28 条東 1 丁目) 0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 0 1 <自動音声ガイダンス>
軽自動車・三輪 二輪 (125cc 超え)	名義変更 または廃止	事前に右記へお問い合わせください。 毎年 4 月 1 日現在の所有者（使用者）に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	【軽自動車・三輪】 札幌地区軽自動車協会 (札幌市北区新川 5 条 20 丁目) 0 1 1 - 7 6 8 - 3 9 5 5 【二輪(125cc)超え】 札幌運輸支局(北海道運輸局) (札幌市東区北 28 条東 1 丁目) 0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 0 1

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所・支所以外で行う手続き）

～福祉関係～

対 象	主な手続き	必要なもの	手続き先
心身障害者扶養 共済制度に加入 していた方	弔慰金の支給 年金の請求 等	事前に右記へお問い合わせください。	北海道保健福祉部 障がい者保健福祉課 0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1
特定疾患医療受 給者証をお持ち の方	受給者証返却の届出	事前に右記へお問い合わせください。	江別保健所石狩支所 0 1 3 3 - 7 4 - 1 1 4 2

～税金・相続等～

対 象	主な手続き	必要なもの	手続き先
国税関係	相続税手続き 所得税・消費税申告手 続き	事前に右記へお問い合わせください。	札幌北税務署 (札幌市北区北 31 条西 7 丁目 3-1) 直通 0 1 1 - 7 0 7 - 5 1 1 1
不動産登記関係	土地・家屋等 所有権移転登記	事前に右記へお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 登記申請書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 除籍謄本 等	札幌法務局 北出張所 (札幌市北区北 31 条西 7 丁目 1-1) 0 1 1 - 7 0 0 - 3 3 1 1
遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 <input type="checkbox"/> 遺言原本 <input type="checkbox"/> 申立人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 遺言者の除籍謄本	
相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、被相続人が亡くなった日から 3 ヶ月 以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立 てる必要があります。 相続放棄には 2 種類あります。 <input type="checkbox"/> 相続放棄 <input type="checkbox"/> 限定承認(引き継いだ財産の範囲内で負債も 含めて相続します。相続人全員の合意が必要 です。) 必要な持ち物等、詳しくは事前に右記までお問い 合わせください。	札幌家庭裁判所 (札幌市中央区大通西 12 丁目) 代表 0 1 1 - 2 2 1 - 7 2 8 1

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所・支所以外で行う手続き）

～その他暮らしのこと～

対 象	主な手続き	必要なもの	手続き先
電気	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	ほくでん契約センター 0120-12-6565
北ガス	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	北ガスお客様センター 0570-008800
固定電話 (NTT東日本)	契約承継・解約	NTT東日本の場合(まずは右記へ連絡してください) □ 契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し □ 契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本の写し □ 新契約者の印鑑	(NTT東日本の場合) 局番なし 116 携帯から 0120-116000
固定電話 (NTT東日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	NHKふれあいセンター 0120-151-515
運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	北海道警察本部 (札幌市中央区北2条西7丁目) 011-251-0110
パスポート	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	北海道パスポートセンター (札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45ビル 4階) 011-219-3388
クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社


委任状に関するご案内

死亡に伴う各種手続きを代理の方が行う場合は、委任状が必要となりますので次ページの委任状を作成のうえ切り離してご利用ください。

年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要となります。
年金事務所用の委任状は、日本年金機構のホームページにて配布しています。

～委任状の記載・作成例～

- ・必ずお読みのうえ委任状を作成してください。記入漏れがあった場合は受付できません。
- ・委任状は委任する人（たのむ人）本人が全て記載し作成しなければなりません。
- ・代理人が全て作成した委任状は受付できません。
- ・用紙の種類や大きさは問いません。
- ・偽りや、その他不正な手段により住民票等の交付を受けた者は30万円以下の罰金に処せられます。

<p>【記載・作成例】</p> <p style="text-align: center;">委任状</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩 太郎  昭和41年10月1日生 (0133) 72 - 3165</p> <p>私は、下記の者に次の事項を委任します。</p> <ul style="list-style-type: none">・住民票1通の申請、受領に関する事・戸籍(除籍)謄本1通、改製原戸籍の謄(抄)本2通の申請、受領に関する事 <p>石狩市花川北7条1丁目26番地 石狩 花子</p>	<p>委任状を作成した年月日</p> <p>委任する人（たのむ人）の ・住所・氏名・生年月日・連絡先の電話番号 を記載、押印（必須。認印可、ゴム印不可）</p> <p>代理人に委任する内容 委任された内容以外は一切お応えできません</p> <p>代理人（代わりに市役所へ来られる方）の 住所・氏名を記載 <u>代理人は必ず本人確認の資料をお持ちください。</u> ・顔写真付き... 1点 (運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等) ・顔写真無し... 2点 (各種被保険者証、年金手帳等)</p>
--	--

委任状

令和 年 月 日

委任する人（たのむ人）

住 所

氏 名

印

生年月日

明・大・昭・平・令

年

月

日

連絡先

()

日中連絡のとれる電話番号（携帯可）

私は、下記の者に次の事項を委任します。

・

・

・

代理人（たのまれた人）

住 所

氏 名



ISHIKARI

— 石狩市 —

本 庁 〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2
☎(0133)72-3111

厚 田 支 所 〒061-3692 石狩市厚田区厚田 45 番地 5
☎(0133)78-2011

浜 益 支 所 〒061-3197 石狩市浜益区浜益 2 番地 3
☎(0133)79-2111